

## 県内産木材活用被災者住宅再建助成事業

### の申請に必要な書類

この事業をご活用いただくには、下記の書類が必要となります。  
申請は工事完了後に行ってください。

#### 【各メニュー共通】

- ①罹災証明書又は被災証明書の写し
- ②事業費(工事費)の総額が確認できる領収書の写し
- ③県産木材使用証明書
- ④しまねの木認証書 } \* あらかじめ工事施工者の方等に県内産木材の使用について確認してください
- ⑤工事完了時の写真  
(木材の使用状況が分かる写真も添えて)

#### 【新築・購入、増築・改築の場合】

- ⑥建築確認済証又は建築工事届けの写し
- ⑦設計図(平面図)の写し
- ⑧売買契約書の写し(購入の場合)

#### 【修繕・外構工事の場合】

- ⑨県産木材費(20万円以上)が確認できる領収書の写し
- ⑩設計図(平面図、見取り図等)の写し

注意：本事業と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計が実際に掛かった額までとなります

問い合わせ先 (一社)島根県木材協会  
(提出先) TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087  
〒690-0886 松江市母衣町 55(林業会館 3F)